

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和5年度
計画主体	南アルプス市

## 南アルプス市鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 産業観光部 農政課  
所在地 南アルプス市小笠原376  
電話番号 055-282-6207  
FAX番号 055-282-6279  
メールアドレス nshinko@city.minami-alps.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル・イノシシ・ニホンジカ・カラス ・ムクドリ・スズメ・ハクビシン・タヌキ・ アライグマ・アナグマ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	南アルプス市

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ニホンザル	果樹	550万円 2.75ha
イノシシ	野菜・稲	62万円 0.25ha
ニホンジカ	果樹	626万円 2.5ha
カラス	果樹	175万円 0.1ha
ムクドリ	稲・果樹	199万円 0.5ha
スズメ	稲・果樹	130万円 0.75ha
ハクビシン	目撃情報	— —
タヌキ	目撃情報	— —
アライグマ	目撃情報	— —
アナグマ	目撃情報	— —

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

本市の農業地域は、八田・白根・櫛形・甲西地区の果樹地帯と若草・甲西地区の水田地帯で構成されていて、被害状況は、里山地域におけるニホンザル・イノシシ・ニホンジカの被害と市街地等の平地におけるカラス・ムクドリ・スズメ等に大別される。特に白根・芦安・櫛形・甲西地区の中山間地域を中心に林縁部へのニホンザル・ニホンジカの出没が多く、農地に侵入し果樹等への被害を拡大されるなど深刻な状況が続いている。また、市街地におけるアライグマや疥癬タヌキによる生活環境被害も数多く報告されている。果樹の収穫時期の6月～10月にはニホンザルの出没が多数確認されていて、食害や落下果樹の被害など農家に大きな被害を与えている。

これまで鳥獣による被害がなかった地域においても生活被害の発生が確認されるなど生息分布の拡大も問題になっている。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、

被害地域の増減傾向等)等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
ニホンザル (被害金額)	550万円	523万円
ニホンザル (被害面積)	2.75ha	2.62ha
イノシシ (被害金額)	62万円	56万円
イノシシ (被害面積)	0.25ha	0.23ha
ニホンジカ (被害金額)	626万円	564万円
ニホンジカ (被害面積)	2.5ha	2.3ha
カラス (被害金額)	175万円	158万円
カラス (被害面積)	0.1ha	0.1ha
ムクドリ (被害金額)	199万円	180万円
ムクドリ (被害面積)	0.5ha	0.45ha
スズメ (被害金額)	130万円	117万円
スズメ (被害面積)	0.75ha	0.68ha
合計 (被害金額)	1,742万円	1,598万円
合計 (被害面積)	6.85ha	6.38ha
ハクビシン タヌキ アライグマ アナグマ	目撃情報	発見した場合は速やかに捕獲し、被害を最小限に抑える。

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 峡中地区猟友会八田・白根・芦安・若草・楡形・甲西の各分会による管理捕獲及び有害捕獲を実施した。</li> <li>○ 各地区捕獲班による有害捕獲活動を実施した。</li> <li>○ ニホンザル及びイノシシ捕獲用の箱わな、ニホンジカ捕獲用くくりわなの提供を行うことで捕獲を推進した。</li> </ul>	<p>管理捕獲及び有害鳥獣捕獲を依頼している猟友会員において高齢化や担い手の減少が問題となっている状況で、狩猟免許所持者と狩猟免許を持たない者とが、地域ぐるみで捕獲を進め捕獲圧を高めることが課題となっている。</p>

	○鳥獣は食肉として利活用（自家消費）するとともに死骸及び残滓の適正な埋設処理を行った。	
防護柵の設置等に関する取組	○電気柵の設置及び管理。 ○ニホンザルやニホンジカ等の追上げや追払いの実施。	大規模電気柵等を設置しても完全に侵入を防げない。特にニホンザルについてはそのことが顕著になっている。また、道路や河川等の防護柵を設置できない箇所への対策が課題となっている。
生息環境管理その他の取組	○未収穫野菜・果樹を放任しない、生ごみを回収日当日に出すなど鳥獣を寄せ付けない環境づくりを行った。 ○若草及び甲西地区を中心にアライグマの生息状況調査を実施。 ○ニホンザルの生息状況調査を行い、行動域や食性等の調査を実施した。 ○緩衝帯の設置。 ○獣の習性、被害防止技術の普及。	ニホンザル用大型囲いわなの設置等により一定数の捕獲を行っているが、より効果的な対策を行うためには、現状のニホンザル生息域の把握を行う必要がある。

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

#### (5) 今後の取組方針

○電気柵の設置 里山地帯においては、加害獣等の侵入を防ぐための電気柵の設置を進めており、今後も未設置地域においては、随時整備を推進する。
○電気柵の維持管理、補修 電気柵の電圧の検査や補修については、地元管理組合に定期的な保守点検を実施するよう指導する。

- 緩衝帯の整備  
電気柵の設置と併せ緩衝帯の整備を進める。
- 追払い活動  
現在一部里山地域において、ニホンザルへ発信機を装着して行動圏を調査し、ニホンザルの習性の把握に努めており、ニホンザルの効果的な追払いと効率的な捕獲に取り組めるよう対策を推進する。
- 管理捕獲  
ニホンザル・イノシシ・ニホンジカについては、県の特定鳥獣保護管理計画に基づく特定鳥獣の捕獲を猟友会に依頼し随時捕獲を進める。
- 有害鳥獣捕獲  
有害鳥獣については、南アルプス市農業協同組合等に捕獲許可を出し猟友会等が随時捕獲を進める。
- 加害獣の習性や被害防止技術の研究等  
関係機関等の協力により被害防止対策への調査研究等に取り組む。
- 猟友会員の高齢化対策  
狩猟免許の取得の啓蒙活動や新規狩猟者確保対策助成金事業による随時会員の増加に努める。さらに、猟友会分会長会議等を通して市内全域で連携した活動が行えるように組織強化を図る。
- 鳥獣被害対策実施隊  
鳥獣被害対策実施隊による定期的な巡回及び捕獲を実施する。
- 生息環境管理  
未収穫野菜・果樹を放任しない、生ごみを回収日当日に出すなど鳥獣を寄せ付けない環境づくりを行う。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

- 県の第二種特定鳥獣管理計画に基づく特定鳥獣の捕獲を猟友会に依頼。  
対象鳥獣：ニホンザル・イノシシ・ニホンジカ
- 有害鳥獣捕獲を南アルプス市農業協同組合等に捕獲許可を出し猟友会等が随時捕獲を行う。  
対象鳥獣：ニホンザル・イノシシ・ニホンジカ・カラス・ムクドリ等
- 鳥獣被害対策実施隊  
地域の状況を勘案しながら定期的な巡回及び対象鳥獣を銃器やわなを活用した捕獲や追上げ・追払い、ニホンザルのテレメトリ(行動圏)調査、集落の点検を実施。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者

等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度 ～ 令和7年度	ニホンザル イノシシ ニホンジカ ハクビシン タヌキ アライグマ アナグマ	箱わなやくくりわな等捕獲機材の導入。
令和5年度 ～ 令和7年度	ニホンザル イノシシ ニホンジカ ハクビシン タヌキ アライグマ アナグマ	捕獲に係る経費の軽減及び意欲の向上のため、活動に対する補助金の交付や捕獲頭数に応じて報償金の交付。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方						
ニホンザル・イノシシ・ニホンジカについては、山梨県特定鳥獣保護管理計画に基づき実施する特定鳥獣適正管理事業による捕獲計画数との調整を図り、状況に応じた実数を捕獲数とする。						
カラス・ムクドリ・スズメ等については、過去の農作物被害発生状況や有害鳥獣捕獲実績等を勘案し、実情にあった捕獲数を設定する。また、気候や地域の状況変化等も考慮し、各年度に捕獲計画数を再検討する。						
(捕獲状況)						
	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
対象鳥獣	有害捕獲	管理捕獲	有害捕獲	管理捕獲	有害捕獲	管理捕獲
ニホンザル	64	115	77	106	19	95

イノシシ	9 1	4 4	1 1	4 4	2 4	2 5
ニホンジカ	8 7	3 1 0	1 2 0	3 1 0	2 2 3	3 1 9
ハクビシン	3 1	—	3 1	—	2 1	—
タヌキ	3 7	—	5 2	—	3 2	—
アライグマ	1 8	—	1 6	—	2 4	—
アナグマ	4	—	1 1	—	4	—
カラス	3 1 7	—	4 0 2	—	2 2 6	—
ムクドリ	3 6 3	—	4 0 7	—	4 0 8	—
スズメ	2 0 2	—	1 8 6	—	1 3 6	—

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

	捕獲計画数等					
	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
対象鳥獣	有害捕獲	管理捕獲	有害捕獲	管理捕獲	有害捕獲	管理捕獲
ニホンザル	8 0	1 2 0	8 0	1 2 0	8 0	1 2 0
イノシシ	4 0	4 4	4 0	4 4	4 0	4 4
ニホンジカ	4 0	3 1 0	4 0	3 1 0	4 0	3 1 0
ハクビシン	3 0	—	3 0	—	3 0	—
タヌキ	3 0	—	3 0	—	3 0	—
アライグマ	3 0	—	3 0	—	3 0	—
アナグマ	1 0	—	1 0	—	1 0	—
カラス	3 0 0	—	3 0 0	—	3 0 0	—
スズメ	2 0 0	—	2 0 0	—	2 0 0	—
ムクドリ	3 0 0	—	3 0 0	—	3 0 0	—

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
ニホンザル・イノシシ・ニホンジカについては猟友会に依頼し銃器及びわな等による通年の管理捕獲及び有害捕獲の実施。また、カラス・ムクドリ・スズメについては有害捕獲と併せ銃器等による威嚇活動の実施。ハクビシン・タヌキ・アナグマについては被害発生時に鳥獣被害対策実施隊が箱わなで有害捕獲と実施。アライグマについては被害・目撃場所で箱わな捕獲を実施。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。  
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
個体数増加、被害の拡大等の恐れがある場合は、通年で法令範囲の場所においてライフル銃、散弾銃、わな等を使用し捕獲を実施する。

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
南アルプス市	ハクビシン タヌキ アライグマ アナグマ

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ニホンザル イノシシ ニホンジカ	地域の要望を踏まえ、侵入防止電気柵を設置する。		

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ニホンザル	電気柵の管理、煙火等を活用した追上げ・追払い活動。		

イノシシ	電気柵の管理、煙火等を活用した追上げ・追払い活動。
ニホンジカ	電気柵の管理、煙火等を活用した追上げ・追払い活動。
カラス・スズメ ・ムクドリ	猟友会等による追上げ・追払い活動。

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

#### 5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 5年度	ニホンザル	緩衝帯の設置、放任果樹等の除去、生息行動調査。
	イノシシ	緩衝帯の設置、放任果樹等の除去、耕作放棄地解消。
	ニホンジカ	緩衝帯の設置、放任果樹等の除去、耕作放棄地解消。
	ハクビシン ・タヌキ ・アライグマ ・アナグマ	放任果樹等の除去、耕作放棄地解消。
令和 6年度	ニホンザル	緩衝帯の設置、放任果樹等の除去、生息行動調査。
	イノシシ	緩衝帯の設置、放任果樹等の除去、耕作放棄地解消。
	ニホンジカ	緩衝帯の設置、放任果樹等の除去、耕作放棄地解消。
	ハクビシン ・タヌキ ・アライグマ ・アナグマ	放任果樹等の除去、耕作放棄地解消。
令和 7年度	ニホンザル	緩衝帯の設置、放任果樹等の除去、生息行動調査。
	イノシシ	緩衝帯の設置、放任果樹等の除去、耕作放棄地解消。
	ニホンジカ	緩衝帯の設置、放任果樹等の除去、耕作放棄地解消。
	ハクビシン ・タヌキ ・アライグマ ・アナグマ	放任果樹等の除去、耕作放棄地解消。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

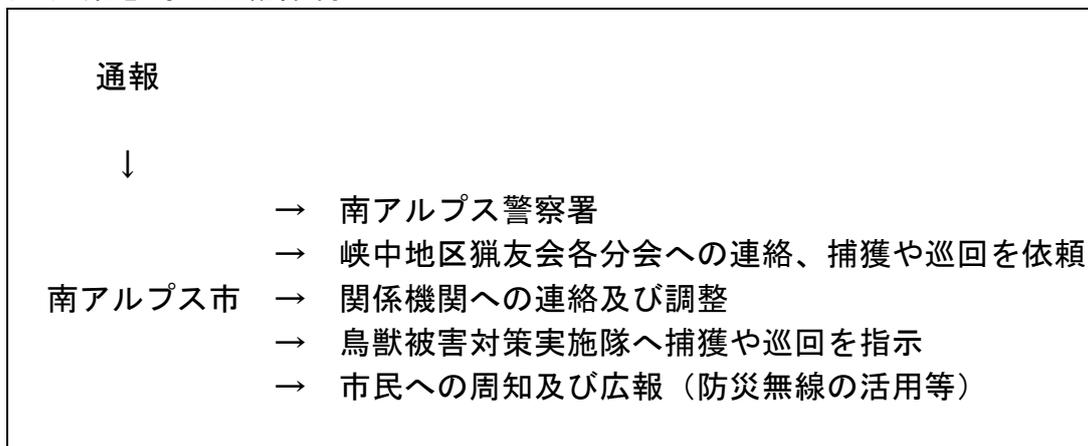
#### 6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

##### (1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
山梨県自然共生推進課	各関係機関への連絡・調整
中北農務事務所	各関係機関への連絡・調整、被害防止対策実施
中北林務環境事務所	各関係機関への連絡・調整、被害防止対策実施
南アルプス警察署	各関係機関への連絡・調整、被害防止対策実施
南アルプス市	各関係機関への連絡・調整、情報収集 被害防止対策の実施、対策本部の設置
鳥獣被害対策実施隊	担当部局の指示を受けて被害防止対策を実施
峡中地区猟友会八田分会	被害防止対策の実施 特に対象鳥獣の捕獲及び追払い
峡中地区猟友会白根分会	被害防止対策の実施 特に対象鳥獣の捕獲及び追払い
峡中地区猟友会芦安分会	被害防止対策の実施 特に対象鳥獣の捕獲及び追払い
峡中地区猟友会若草分会	被害防止対策の実施 特に対象鳥獣の捕獲及び追払い
峡中地区猟友会楡形分会	被害防止対策の実施 特に対象鳥獣の捕獲及び追払い
峡中地区猟友会甲西分会	被害防止対策の実施 特に対象鳥獣の捕獲及び追払い

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

## (2) 緊急時の連絡体制



- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

## 7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

適切に埋設処理を行うように指導する。
--------------------

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をし

た鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	無し
ペットフード	無し
皮革	無し
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	無し

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

--

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

--

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	役割
中北農務事務所	農業分野に係る技術的助言
中北林務環境事務所	林業分野及び捕獲に係る技術的助言
南アルプス警察署	捕獲及び銃砲分野に係る技術的助言
山梨県農業共済組合	農業分野に係る技術的助言
南アルプス市農業協同組合	農業分野に係る技術的助言

中央森林組合	林業分野に係る技術的助言
南アルプス市農業委員会	農業分野に係る技術的助言
峡中地区猟友会各分会 白根分会・八田分会・芦安分会 ・若草分会・櫛形分会・甲 西分会	捕獲分野に係る技術的助言
鳥獣保護巡視員	捕獲分野に係る技術的助言
鳥獣害防止技術指導員	鳥獣害防止技術指導員として事業に対する適切な助言
南アルプス市	事務局

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
山梨県自然共生推進課	被害防止対策全般に係る助言
山梨県総合農業技術センター	進入防止柵の設置等に係る助言
富士山科学研究所	ニホンザルによる被害対策等に係る助言
山梨県森林総合研究所	ニホンジカによる被害対策等に係る助言

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>市の非常勤・嘱託職員2名体制で、平日週3日午前8時30分～午後4時30分まで市内中山間地を巡回し、対象鳥獣の捕獲や追上げ・追払い、集落の点検を実施。</p> <p>巡回員の外、猟友会員を実施隊員に任命し、緊急対応、特定鳥獣の捕獲等、市長の指示による活動が早急に対応可能な体制とした。</p>
--

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

令和5年度～令和7年度  
《鳥獣被害防止総合対策事業》  
(事業内容)  
・ 推進体制の整備  
・ 有害捕獲  
・ 被害防除  
・ 生息環境管理  
・ サル複合対策  
・ 緊急捕獲活動

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項(地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。)について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

捕獲対策、被害防除対策、生息環境対策等それぞれの対策を総合的に推進する。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。